

中国税務 及び投資速報 (日本語要約版)

2021年5月

JBS Newsletter
2021年6月18日

Contents

税務法規

- ▶ 「先進製造業の増値税期末未控除税額の還付政策の明確化に関する公告」(財政部、国家税務総局公告[2021]15号) (“15号公告”)
- ▶ 「先進製造業の増値税期末未控除税額還付の徴収管理問題の明確化に関する公告」(国家税務総局公告[2021]10号) (“10号公告”)
- ▶ 「国家税務総局、国家外貨管理局: サービス貿易等の項目の対外支払に係る税務届出に関する問題についての補充公告(意見募集稿)」のパブリックコメント
- ▶ 「研究開発費用の割増損金算入の新政策に関するガイドライン」

EY中国では、税務・商務法規の最新状況に関するニュースレター、「中国税務及び投資速報」(中国語¹、英語²)を毎週発行しています。

2021年5月の発行状況は以下の通りです。

- | | |
|----------------|-----------|
| ▶ 2021年 05月14日 | 第2021017号 |
| ▶ 2021年 05月21日 | 第2021018号 |
| ▶ 2021年 05月28日 | 第2021019号 |

Japan Business Servicesグループで、2021年5月発行分の中から、日系企業にとって重要性の高いと思われる税務・商務法規を選定して、「中国税務及び投資速報」の日本語要約版をお届けいたします。

¹ 「中国税務及投資法規速達」

² 「China Tax & Investment Express」

これら中国語版・英語版のニュースレターは次のサイトでご覧いただけます。

(中国語版) www.ey.com/chinese/CTIE

(英語版) www.ey.com/cn/CTIE

税務法規

- ▶ 「先進製造業の増値税期末未控除税額の還付政策の明確化に関する公告」(財政部、国家税務総局公告[2021]15号) (“15号公告”)
- ▶ 「先進製造業の増値税期末未控除税額還付の徴収管理問題の明確化に関する公告」(国家税務総局公告[2021]10号) (“10号公告”)

概要

「2021年政府活動報告」で示された、企業の負担を一層軽減するために先進製造業の企業に対して月ごとに増値税未控除税額の増加額を全額還付するという方針を受け、財政部及び国家税務総局は2021年4月23日付で、当該政策について規定した15号公告を公布した。また、当該公告に基づき、国家税務総局は2021年4月28日付で、当該政策に係る徴収管理問題について規定した10号公告(2021年5月1日施行)を公布した。

15号公告及び10号公告の主な内容は次のとおりである。

適格納税者:

2021年4月1日より、次の条件を同時に満たす先進製造業の納税者¹は、2021年5月以降の納税申告期において、所轄税務機関に未控除税額の増加額の還付申請をすることができる。

- ▶ 未控除税額の増加額がゼロを上回ること
- ▶ 納税者の信用等級がA級またはB級であること
- ▶ 税額還付を申請する前の36ヶ月間に未控除税額の還付、輸出税額の還付の詐取がなく、増値税専用発票の虚偽発行行為もないこと
- ▶ 税額還付を申請する前の36ヶ月間に脱税行為により税務機関の処罰を2回以上受けていないこと
- ▶ 2019年4月1日以降、即徴収・即還付、先徴収・後還付の政策の適用を受けていないこと

未控除税額の増加額の計算

還付可能な未控除税額の増加額＝未控除税額の増加額²
× 仕入税額の構成比率³

申請に係る規定

適格納税者は次の規定に基づき、未控除税額の増加額的全額還付を申請する。

- ▶ 「増値税期末未控除税額の還付に関する事項についての公告」(国家税務総局公告[2019]20号) (“20号公告”)における税額還付の申請、受理、審査、国庫からの戻し等に関する規定
- ▶ 「増値税控除証憑の認証確認期限の取消等の増値税の徴収管理問題に関する公告」(国家税務総局公告[2019]45号) (“45号公告”)第3条(還付可能な未控除税額の増加額の“仕入税額の構成比率”を計算する際、2019年4月から還付申請前の税額帰属期までに控除済みの増値税専用発票(自動車販売統一発票を含む)、税関輸入増値税専用納付書、納税証明書に記載された増値税額のうち、納税者が当該期間に規定に従って振替を行った仕入税額の部分は調整しなくてよい、という規定)

10号公告の添付として新しい「税額還付(控除)申請表」が公布されたことに伴い、20号公告及び国家税務総局公告[2019]31号に添付された「税額還付(控除)申請表」は廃止された。

増値税の期末未控除税額の還付に関する通達には、上記の公告のほか、「増値税改革の深化に関する政策についての公告」(財政部、国家税務総局、税関総署公告[2019]第39号) (“39号公告”)、「一部の先進製造業の増値税期末未控除税額の還付政策の明確化に関する公告」(財政部、国家税務総局公告[2019]84号) (“84号公告”)等がある。

¹ 先進製造業の納税者とは、「国民経済業種分類」に基づき、“非金属鉱物製品”、“汎用設備”等を生産、販売し、その売上高がすべての売上高に占める割合が50%を超える納税者をいう。ここでいう売上高の割合は、納税者の還付申請前の連続12ヶ月間の売上高により計算する。還付申請までの経営期間が12ヶ月には満たないが、満3ヶ月以上の場合は、実際の経営期間における売上高により計算する。

² 未控除税額の増加額とは、2019年3月31日と比較した期末未控除税額の増加額を指す。

³ 仕入税額の構成比率とは、2019年4月から還付申請前の税額帰属期までに控除済みの増値税専用発票(自動車販売統一発票を含む)、税関輸入増値税専用納付書、納税証明書に記載された増値税額が、同期間のすべての控除済み仕入税額に占める割合をいう。

「2021年政府活動報告」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.gov.cn/premier/2021-03/12/content_5592671.htm

15号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202104/t20210428_3694211.htm

10号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n359/c5164022/content.html>

10号公告についての国家税務総局の公式解釈の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810760/c5164025/content.html>

20号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c4308939/content.html>

45号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810755/c5142086/content.html>

39号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c4160283/content.html>

84号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810755/c5136446/content.html>

- ▶ 「国家税務総局、国家外貨管理局: サービス貿易等の項目の対外支払に係る税務届出に関する問題についての補充公告(意見募集稿)」のパブリックコメント

概要

国家税務総局及び国家外貨管理局は2021年4月26日に「サービス貿易等の項目の対外支払に係る税務届出に関する問題についての補充公告(意見募集稿)」「(「意見募集稿」)」を公表し、2021年5月26日を期限とするパブリックコメントを実施した。

「意見募集稿」の主な内容は次のとおりである。

- ▶ 国内機構及び個人が同一の契約の下で複数回の対外支払を行う場合、最初の支払を行う前にのみ税務届出を行えばよい。
- ▶ 次の事項は税務届出を行わなくてよい。
 - ▶ 財政予算内の機関、事業機関、社会団体の非貿易・非経営性の外貨支払業務
 - ▶ 外商投資者が国内直接投資による合法的所得をもって国内で再投資を行う場合(ただし、「サービス貿易等の項目の対外支払に係る税務届出に関する問題についての公告」(国家税務総局、国家外貨管理局公告[2013]40号(“40号公告”)によると、外国投資者が国内直接投資による合法的所得をもって国内で5万米ドル以上の再投資を行う場合、税務届出を行う必要がある)
- ▶ 届出人はオンライン方式で、或いは税務サービスホールで届出手続きを行うことができる。

「意見募集稿」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810356/n810961/c5163787/content.html>

40号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3526427/content.html>

- ▶ 「研究開発費用の割増損金算入の新政策に関するガイドライン」

概要

「研究開発費用の割増損金算入政策の一層の整備に関する公告」(財政部、国家税務総局公告[2021]13号(“13号公告”)及びその他の現行の関連政策に基づき、国家税務総局は2021年4月15日付で、現行の政策について整理した「研究開発費用の割増損金算入の新政策に関するガイドライン」(“ガイドライン”)を公布した。

「ガイドライン」の主な内容は次のとおりである。

項目	内容
適用対象企業	<p>研究開発費用の割増損金算入政策は、以下の業種を除き、その他の企業にはすべて適用される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ タバコ製造業 ▶ 宿泊及び飲食業 ▶ 卸売及び小売業 ▶ 不動産業 ▶ リース及びビジネスサービス業 ▶ 娯楽業
適用対象となる活動	<p>適格の研究開発費用とは、企業が科学技術の新知識の獲得、科学技術の新知識の創造的運用、または技術、製品（サービス）、工程の実質的な改良のために持続的に行う明確な目標のある系統的活動の中で発生する研究開発費用をいう。</p> <p>割増損金算入政策は以下の活動には適用されない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 企業の製品（サービス）の通常のグレードアップ ▶ ある科学研究成果の直接的応用（公開されている新しい工程、材料、装置、製品、サービスまたは知識等の直接利用等） ▶ 企業が商品化後に顧客に提供する技術支援活動 ▶ 既存の製品、サービス、技術、材料または工程プロセスに対する、繰り返し行うか、または簡単な変更 ▶ マーケットリサーチ、効率調査または管理研究 ▶ 工業（サービス）プロセス段階または通常の品質管理、テスト分析、メンテナンス ▶ 社会科学、芸術または人文科学に関する研究
割増損金算入政策	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 2021年1月1日以降、製造業企業が研究開発活動を行う中で実際に発生した研究開発費用は、無形資産を形成せず当期損益に計上する場合、規定に基づき実際発生額を損金算入した上で、さらに実際発生額の100%を追加で損金算入することができる。無形資産を形成する場合は、無形資産原価の200%を償却することができる。 ▶ 製造業企業以外の企業が研究開発活動を行う中で実際に発生した研究開発費用は、無形資産を形成せず当期損益に計上する場合、2023年12月31日まで、規定に基づき実際発生額を損金算入した上で、さらに実際発生額の75%を追加で損金算入することができる。無形資産を形成する場合は、上述の期限まで、無形資産原価の175%を償却することができる。 <p>すべての適格企業は自らの選択により、10月に当年度の第3四半期（四半期ごとに予定納税を行う場合）または9月度（月ごとに予定納税を行う場合）の企業所得税の予定納税申告を行う際に、当年度の上半期の研究開発費用について、100%または75%の割増損金算入政策の適用を受けることができる。</p>
製造業企業の判定	<p>製造業の業務を主要業務とし、優遇の適用を受ける当年度において、主要業務収入が収入総額の50%以上を占める企業を製造業企業とする。製造業の収入が収入総額に占める割合が50%未満の企業はその他の企業となる。</p>

「ガイドライン」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810825/c101434/c5164426/content.html>

13号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810825/c101434/c5163160/content.html>

Contact

当ニュースレターの内容に関するご質問がございましたら、下記のJapan Business Servicesの担当者までご連絡いただくと幸いです。

- ▶ **北京**
堀尾 成宏
監査
+86 10 5815 4050
naruhoro.horio@cn.ey.com

西本 靖司
監査
+86 135 2029 7030
Yasushi.Nishimoto@cn.ey.com

上村 希世子
税務・移転価格
+86 10 5815 2289
kiyoko.kamimura@cn.ey.com
- ▶ **大連**
秋山 大輔
監査
+86 411 8252 8999
daisuke.akiyama@cn.ey.com
- ▶ **上海**
高橋 臣一
監査
+86 21 2228 2740
shinichi.takahashi@cn.ey.com

西澤 礼
監査
+86 21 2228 9579
rei.nishizawa1@cn.ey.com

佐藤 勝俊
監査
+86 21 2228 9579
Katsutoshi.Sato@cn.ey.com

星野 友子
監査
+86 21 2228 5958
tomoko.hoshino@cn.ey.com

山村 亮
監査
+86 21 2228 3239
ryo.yamamura1@cn.ey.com
- 江 海峰**
金融
+86 21 2228 2963
alex.jiang@cn.ey.com

北原 遼一
金融
+86 21 2228 6769
ryoichi.kitahara1@cn.ey.com

三宅 亜紀子
Forensics
+86 21 2228 5688
akiko.a.miyake@cn.ey.com

坂出 加奈
税務・移転価格
+86 21 2228 2289
kana.sakaide@cn.ey.com

小島 圭介
税務
+86 21 2228 2854
keisuke.kojima@cn.ey.com

万 家駿
法務
+86 21 2228 8374
jiajun.wan@chenandco.com

久保田 順一
TAS
+86 21 2228 4749
junichi.kubota@cn.ey.com
- ▶ **広州**
長内 幸浩
監査
+86 20 2881 2675
yukihiro.osanai@cn.ey.com

梁 晔
監査
+86 20 2838 1043
ye.liang@cn.ey.com
- ▶ **深圳**
浅井 哲史
監査
+86 755 2502 8369
Satoshi.Asai1@cn.ey.com

香港
重富 由香
監査
+852 2629 3907
yuka.shigetomi@hk.ey.com

柿本 啓太
監査
+852 2846 9005
keita.kakimoto2@hk.ey.com

塚原 俊郎
監査
+852 3471 2751
toshio.tsukahara@hk.ey.com

吉田 薫
監査
+852 2629 3909
kaori.yoshida@hk.ey.com

徳山 勇樹
監査
+852 37585988
yuki.tokuyama@hk.ey.com

▶ 東京

EY税理士法人 中国デスク

大久保 恵美子

税務

emiko.okubo@jp.ey.com

蘇麗芬 (Emma Su)

税務

Emma.Su2@jp.ey.com

新日本有限責任監査法人

マーケティング本部 海外企画部JBS

+81 3 3503 1844

関口 俊克

toshikatsu.sekiguchi@jp.ey.com

田中 勝也

katsuya.tanaka@jp.ey.com

野口 正邦

masakuni.noguchi@jp.ey.com

EY | Tax | Strategy and Transactions | Consulting

EYについて

EYは、監査、税務、トランザクション及び各種類アドバイザーサービスの分野における、世界的なリーディングファームです。世界中のメンバーが共通の価値観と品質に対するコミットメントを通じ、一体となってサービスを提供しています。私共は、顧客、職員、及びより広い地域社会がその潜在力を発揮するサポートを行い、業界他社との差別化を図っております。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドのメンバーファームにより構成された国際組織を指し、各メンバーファームはそれぞれ独立した法人組織です。アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドはイギリスにおける担保有限会社で、クライアントへのサービス提供は行っておりません。より詳細な情報は、当事務所ウェブサイトをご覧ください。
www.ey.com

© 2021 Ernst & Young (China) Advisory Limited.

版權所有

APAC No. 03012558

ED None.

本配布物は参考とされることのみを目的としており、会計・税務その他の専門アドバイスとして最終決定の根拠とするものではありません。具体的な問題については、各専門家による適切なアドバイスを参照されるようお願いいたします。

ey.com/china

Follow us on WeChat

Scan the QR code and stay up to date with the latest EY news.

